

振り込め詐欺等の金融犯罪にくれぐれもご注意ください。

確実に値上がりするなどといって投資を勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費、税金、年金等の還付があるなどといって巧妙にATMを操作させてお金を振り込ませる詐欺が多発しています。

また、お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員、社会保険事務所職員などになりすましお金を振り込ませる詐欺なども続発しています。

お客さまにおかれましても、このような被害に遭われないよう十分ご注意ください。
※振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図る、「振り込め詐欺救済法」が施行されています(平成20年6月21日)。詳しくは窓口へお問い合わせください。

ちょっと待って振り込む前に確認を!

- だまされない
- あわてない
- 振り込まない
- 本人に確認する

ATMコーナーでの携帯電話はご遠慮ください。

振り込め詐欺をはじめとする金融犯罪防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



ATMコーナーで携帯電話をご使用のお客さまには、犯罪被害を防止する観点から、職員などがお声をかけさせていただくことがあります。

未公開株勧誘詐欺

「上場間近」「値上がり確実」などと言って未公開株、私募債、ファンド(組合)の勧誘詐欺に関する被害が拡大しています。少しでも「怪しい」と思った場合には取引を見合わせ、ご家族や各官公庁相談窓口へのご相談をお勧めいたします。

少しでも怪しいと思ったら・・・

- ご家族、最寄の警察署へ相談
- 日本証券業協会 フリーダイヤル0120-344-9999
(未公開株通報専用センター)

振り込め詐欺

「会社のお金を使い込んだ。近々監査が入るのでお金が必要。」「交通事故を起こした。お金がすぐいるんだ!」「〇〇に金を借りて返さないといけない…」などといってお金を振り込ませる。お金をすぐに振り込んだりしない。あわてず、落ち着いて電話を切った後、関係者やお子さんの勤め先、警察などと連絡をとり、事実を確認する。

還付金等詐欺や融資保証金詐欺

「税務署ですが還付金があるのでATMに行ってください。」などと言ってATMに向かわせ携帯電話でATMの操作を指示し、犯人の口座に送金させる還付金詐欺。借入れの申込みをしたら、保証料を支払ってくれたら融資が可能などという融資保証金詐欺。

ATMでは還付金を受け取る機能はありません。そのような電話がかかってきたら、まずご家族、ご親戚、警察署などへご相談。